



117

オフサイトPPAはもっと活用できる。そのための課題を探る(下)

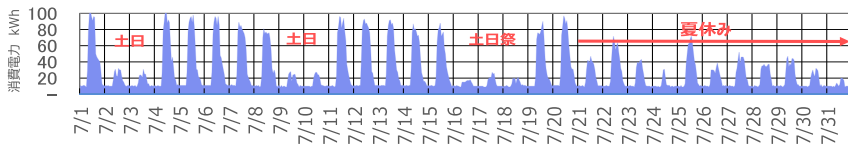


東京大学教養教育高度化機構客員教授  
工学博士・元環境事務次官

小林 光

今回は、FIT政策との相克など、遠隔電源と配電網に関する課題を検討しよう。訪問先は横浜市。同市は、専門企業に任せた方が自ら行うよりは経費的にも事務的にも有利であると判断し、再エネ電力の確保はPPAを原則にすることとし、2020年、PPA事業者の公募を開始。学校関係では、21年事業着手の65校、23年事業着手の53校でPPAの活用が始まり、さらに区の庁舎、廃棄物収集事務所等でのオンサイトPPAも工事着手されたりしている。これらの中、学校関係では余剰電力を活用するオフサイトPPAの考え方が取り入れられている。お話を聞いた相手は東京ガス、21年から65校でPPA事業を行っている。

同社によると、グラフのように学校では土日や夏休みなどで需要が足りず、発電量の80%（蓄電池付きで85%）程度しか使えない。再エネ電力の無駄をなくすため他施設へ



余剰電力を供給することを提案し、同社が選定された。完成時点では、余剰電力が発生する学校の年間総発電量1570MWhのうち、約30%の452MWhが配電網を通じて横浜市の他の施設に供給される計画だ。

それはめでたし、だが、今後必ずしも円滑に横展開可能というわけではないようだ。この事業のスキームの自己託送が、最近、新規には受け付けられなくなっているのである。

自己託送とは、各地に自家発電施設を有する電力需要家が、これを遊ばせずに電力をなるべく多く産み出すことを助け、マクロの電力不足を緩和する仕組みを下敷きに、配電網を借りて自社専用の電源から自社等の他の需要地へ電力を届けるものである。配電網の借料である託送料は払うが、電力小売り会社から供給を受けた場合に請求されるFIT賦課金は支払わなくてよい。他方で、配電網を通過する電力の需給は一致すべきなので、需給予測の届け出のほか、需給不一致の場合のペナルティの支払いの責任が生まれる。オフサイトPPAの電気の流れも同じだが、制度の眼鏡を掛けると同じには扱ってもらえない。

前々回の本更津と前回の森ビルのケースは、発電事業者が余剰電力を需給を束ねて一致させるアグリゲーターであると同時に、電力小売りもできる企業へ売却した上で、その会社から別の需要箇所へ電力を供給する仕組みを使っている。ここでは、託送料は発生するものの、需要家は需給予測をすることや需給不一致のペナルティからは解放される。しかし、電力小売企業から給電されるので需要家にはFIT賦課金が課される。細かく見ると、本更津の発電施設は電力需要家ではなく、発電事業者の所有であるので、自己託送でないのは分かるが、森ビルの場合は、需要家である森ビルが発電施設を所有しているのに需要箇所へ電力を売る企業が介在するので自己託送でない。横浜のケースは、本更津と同様、電力需要家の発電施設でないのに自己託送になる。横浜では市とPPA事業者が一体の組合となって、自己を、いわば拡張しているのである。このように需要家が遠隔地の再エネ電源を専ら使う点で同じでも、実際の料金関係はなかなか難しい。難しいがゆえに、交通整理のために自己託送の申し込み自体が一旦できなくなっている。

FITは再エネ電源を増やすためにせめてお金を出し合おうという趣旨のものであるところ、この条項に照らせば、自ら再エネ電源を確保した者にさらにFIT賦課金を課すと二重の負担が生じ、再エネ電力活用の意欲を減殺させてしまう、と心配になる。しかし、最近の自己託送の多くはFIT賦課金逃れだとして、自己託送を狭く解するように制度運用を変えるようだ。これでは本末転倒、FITより効率的に再エネ電源を増やせる道を狭めてしまう。将来的には、需要家の負担による遠隔地の再エネ電力を専用するための送電は、条文を直してでも、専門企業が介しようとも、FIT賦課金は不要であることを明確にしてもらいたいものだ。

再エネ電力の移送には他にも課題がある。配電企業の逆潮担当者の知識や人員の不足による手戻りや遅延、使用している機器がJET認証を得ていない場合の超慎重な扱い、JET規定がころころ変わって世界的な先進企業が国内に参入してくれない問題など、配電網には閉鎖性が見られる。50%程度の削減が必要な30年には、余すところ5年余だ。目標達成を第一にもっと建設的に取り組んで欲しい。